

運送事業を行うための要
適正な事業運営を行い
事業の信頼と信用を築くために必要不可欠な対策

行政による監査等の対策 コンサルティング

巡回指導、労働基準監督署や運輸支局の監査は突然やってきます。運送会社は日頃から適正にコンプライアンスを遵守した事業運営を行っているものの、思わぬ対応漏れなどが生じているケースは多々あります。ブリックスは、年間約50社にも及ぶ運送会社の行政監査等を事前の準備から始まり、当日の立会、その後の改善報告までを主体的に行っています。これら数多くの実践による経験から、各監査の傾向と対策をノウハウ化し次の監査対策に活かす事で万全の対策を施すことが可能になります。ブリックスは、御社の監査等の対策を全面的に支援します。

◆ 対策が求められる監査等とは

内容はほぼ同じ。監査の方が処分が厳しい

全てが相互に連携している
巡回指導からの通報で労基監査や支局監査が実施されることも多い
悪質性を問われると同時に実施されることもある

監査には実施の端緒がある

2018年から厳罰化の方針が示され、処分の休車日数も約2倍から1.8倍程度に拡大

巡回指導

実施機関：全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
(公益社団法人 全日本トラック協会)

労基監査（臨検監督）

実施機関：厚生労働省 労働基準監督署

支局監査（一般監査 ※特別監査）

実施機関：国土交通省 地方運輸局 運輸支局

◆ 各監査における重点項目

届出関係

車両管理

運行管理

労基法等

- 事業計画に関する変更届 ○ 事業報告書・輸送実績報告
- 整備管理者の講習受講 ○ 車両台帳 ○ 点検整備記録
- 運行管理者の講習受講 ○ 点呼簿等
- 改善基準告示の項目（拘束時間、運転時間、休息期間）
- 時間外労働の上限 ○ 社会保険加入、健康診断

< 監査項目の中で運送会社にとって最も難しい項目 >

- ① 運行時間…拘束時間（1日最大16時間、月293時間以内）
- ② 労働時間…時間外労働時間の上限（月80時間以内／年960時間以内）

上記2つの時間規制に対し、どのように改善し、クリアするかが最難関です。

(株)ブリックスの監査対策コンサルティング

☆ 月1,800人分の月間運行データを毎月集計・分析し、労働時間・拘束時間の把握と改善指導

☆ 月間3～4社の監査等に準備～立会～改善報告まで一貫して対応し、傾向を踏まえた対策ノウハウを蓄積

遵守すべきルールの再確認や日常業務の再点検、適切かつ効率的な対策に、(株)ブリックスの監査対策コンサルティングのノウハウを是非ご活用ください。